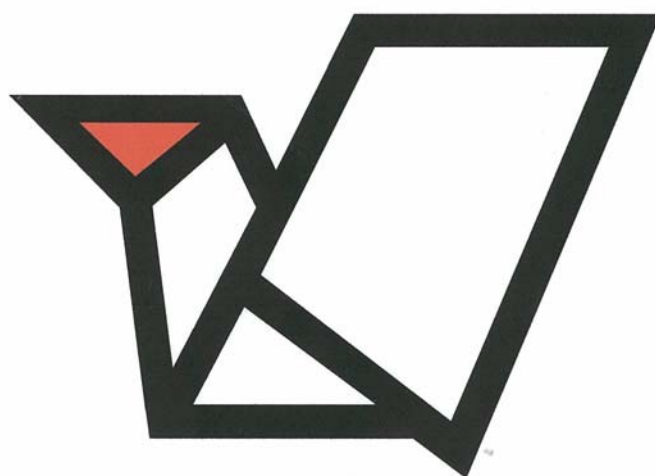


令和3年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第1回定例会



令和3年3月29日



# 令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

令和3年3月29日（月曜日）

（目次）

|  |    |
|--|----|
| 議事日程・場所  | 1  |
| 付議事件   | 2  |
| 出席議員の氏名  | 2  |
| 説明のため出席した者の職氏名   | 2  |
| 職務のため出席した者の職氏名   | 2  |
| 開会   | 3  |
| 諸報告  | 3  |
| 広域連合長挨拶  | 3  |
| 議席の指定  | 4  |
| 会議録署名議員の指名   | 4  |
| 会期の決定  | 4  |
| 諸般の報告  |    |
| ・例月現金出納検査（令和2年6月分から令和2年11月分まで）の結果について  | 5  |
| ・令和元年度下半期及び令和2年度上半期分定期監査結果報告について   | 5  |
| 一般質問   |    |
| ・北谷まり議員  | 5  |
| ・鈴木広域連合長   | 6  |
| 報告   |    |
| 報告第1号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例）                               |    |
| ・鈴木事務局長  | 8  |
| 報告第2号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）                          |    |
| ・鈴木事務局長  | 8  |
| 報告の承認  |    |
| 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例） |    |
| 提案理由説明   |    |
| ・鈴木事務局長  | 9  |
| 反対討論   |    |
| ・北谷まり議員  | 10 |
| 採決   | 10 |
| 議案上程   |    |
| 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について   |    |
| 提案理由説明   |    |
| ・鈴木事務局長  | 10 |
| 議案関連質疑   |    |
| ・草間剛議員   | 11 |
| ・鈴木広域連合長   | 12 |
| 採決   | 13 |
| 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤  |    |

務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

|   |    |
|---|----|
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 13 |
| 採決  | 13 |
| 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 14 |
| 採決  | 14 |
| 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について    |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 14 |
| 採決  | 15 |
| 議案第5号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について         |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 15 |
| 採決  | 16 |
| 議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 16 |
| 採決  | 16 |
| 議案第7号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について                |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 17 |
| 反対討論  |    |
| ・北谷まり議員   | 18 |
| 採決  | 18 |
| 議案第8号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について         |    |
| 提案理由説明  |    |
| ・鈴木事務局長   | 18 |
| 議案関連質疑  |    |
| ・北谷まり議員   | 19 |
| ・鈴木広域連合長  | 21 |
| ・鈴木事務局長   | 22 |
| 採決  | 23 |
| 陳情第1号 後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情          |    |
| 議会運営委員会へ付託  | 23 |
| 休憩  | 23 |
| 再開  | 23 |
| 委員長報告（陳情第1号）  | 23 |
| 賛成討論  |    |
| ・北谷まり議員   | 23 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 採決              | 24 |
| 閉会中継続審査         | 24 |
| 議決事件の字句及び数字等の整理 | 25 |
| 広域連合長閉会挨拶       | 25 |
| 閉会              | 25 |
| 議決結果            | 26 |
| 会議録署名           | 26 |

( 資料 )

- ・議案書
- ・議案説明資料
- ・議場配付資料①
- ・議場配付資料②

○議事日程・場所

令和3年3月29日 午後2時30分 開会

於：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 報告第 1 号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 . 報告第 2 号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 . 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 . 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について
- 日程第 11 . 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 . 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 . 議案第 4 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 . 議案第 5 号 令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 . 議案第 6 号 令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 . 議案第 7 号 令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 17 . 議案第 8 号 令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 18 . 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険の窓口負担の 2 割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情
- 日程第 19 . （追加）閉会中継続審査

○付議事件

- 承認第1号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合  
短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する  
条例）
- 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について
- 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等  
に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議案第5号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第6号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2号）について
- 議案第7号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第8号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 陳情第1号 後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情

○出席議員（19人）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 草間 剛   | 11番 | 小幡 沙央里 |
| 2番  | 山本 たかし | 12番 | 中村 昌治  |
| 3番  | 藤崎 浩太郎 | 13番 | 清水 竜太郎 |
| 4番  | 山浦 英太  | 14番 | 滝口 友美  |
| 5番  | 安西 英俊  | 15番 | 楊 隆子   |
| 6番  | 望月 康弘  | 16番 | 今井 実   |
| 7番  | 北谷 まり  | 17番 | 井上 貢   |
| 8番  | 野田 雅之  | 19番 | 伊東 圭介  |
| 9番  | 矢沢 孝雄  | 20番 | 戸村 裕司  |
| 10番 | 押本 吉司  |     |        |

○欠席議員（1人）

18番 倉橋 正美

○説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 広域連合長    | 鈴木 恒夫  |
| 副広域連合長   | 富田 幸宏  |
| 副広域連合長   | 小林 常良  |
| 事務局長     | 鈴木 秀太郎 |
| 企画課長     | 海老塚 孝之 |
| 保健事業担当課長 | 牛留 雅美  |
| 資格保険料課長  | 古賀 伸一郎 |
| 給付課長     | 千葉 恵子  |

○職務のため出席した者

|           |          |
|-----------|----------|
| 書記長 西山 直子 | 書記 大貫 瞳  |
| 書記 佐伯 力   | 書記 重田 隼平 |
| 書記 中山 敬文  |          |

## 【開会の挨拶】

### ○議長（野田 雅之君）

皆様、こんにちは。議長の野田でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、議事進行中のマスクの着用、そして演壇へのアクリル板の設置等、感染防止対策を施した上での開催となりますことをご了承願います。

また、会の進行におきましては、円滑な進行に努めてまいりますので、皆さまの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は 19 名で定足数に達しております。

なお、事前に倉橋正美議員から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。

ただいまから、令和 3 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の 1 ページの議事日程表により、順次御審議いただきますので御了承願います。

---

## 【諸報告】

### ○議長（野田 雅之君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分 7 選出の福地茂議員の辞任に伴い、令和 2 年 12 月 1 日付け告示により執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、区分 7 の倉橋正美議員が選出されました。

また、区分 4 選出の石川将誠議員の辞任に伴い、令和 3 年相模原市議会定例会開会会議において、中村昌治議員が選出されました。

なお、石川将誠議員の辞任により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会に委員 1 名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長指名により、中村昌治議員を神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員に選任いたしましたことを御報告いたします。

また、本定例会開会前に議会運営委員会が開かれ、委員の互選により、議会運営委員会委員長に中村昌治委員が選任されましたので御報告いたします。

---

## 【広域連合長挨拶】

### ○議長（野田 雅之君）

それでは、日程第 1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。鈴木広域連合長。



## ○広域連合長（鈴木 恒夫君）

広域連合長の鈴木でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様大変お忙しいなか、また新型コロナウイルス感染症がまだまだ収まらないなか、当広域連合議会定例会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国においても医療保険制度改革関連法案が審議されているところであり、後期高齢者を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。このようななかで、市民、県民の皆様、いろいろな方々から医療制度の健全かつ安定的な運営を求められているところではないかと思えます。いろいろな意味でこの制度の維持について御審議をいただき、議決していただければと思っております。

本日の議会定例会では、債権管理に係る条例案や令和3年度の予算案など、全9件を上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

---

### 【議席の指定】

#### ○議長（野田 雅之君）

これより会議に入ります。

日程第2、「議席の指定」を行います。

議会閉会中に選出されました倉橋正美議員及び中村昌治議員の議席は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条第2項の規定により、議場配付資料①の3ページでございます議席表のとおり、私から指定いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策としての議場拡張に伴うレイアウト変更により、指定済の議席の位置について、一部変更があった旨を申し添えます。

---

### 【会議録署名議員の指名】

#### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、16番、今井実議員、及び1番、草間剛議員を私から指名いたします。

---

### 【会期の決定】

#### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

## 【諸般の報告】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

議場配付資料①の5ページから11ページの「例月出納検査の結果について」のとおり、令和2年6月分から令和2年11月分までの例月出納検査が実施され、また、同資料13ページから15ページの「令和元年度下半期及び令和2年度上半期分神奈川県後期高齢者医療広域連合財務監査の結果について」のとおり、令和元年10月1日から、令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務を対象とした監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

---

## 【一般質問】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

一般質問は、議場配付資料①の17ページにあります、「一般質問発言通告表」のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

北谷まり議員の発言を許可します。

北谷まり議員。

### ○7番議員（北谷 まり君）

横浜選出の北谷まりです。日本共産党を代表して質問いたします。

まず、後期高齢者の生活実態についてです。本県の後期高齢者医療被保険者の所得階層別被保険者数では、所得200万円未満が85.45%を占めています。この間の主な負担増は、消費税10%、高齢者医療の保険料、介護保険料、利用料等の引き上げに加えて、低所得者に対する保険料の特例軽減の廃止は一層暮らしを追い詰めることとなりました。保険料の特例軽減の現状はどうなっているのか何うとともに、相次ぐ負担増による後期高齢者の生活実態についてどう把握しているのか、伺います。

次に、窓口負担増についてです。後期高齢者医療を巡って、この一年間で際立つ動きは窓口負担2倍化の動きです。政府の「全世代型社会保障改革の方針」、以下「方針」と略称しますが、昨年12月の閣議決定により、現役世代並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上の75歳以上高齢者の、窓口負担2割化・2倍化にされることとなりましたが、その対象となる人数は何人で、どれだけの負担増となるのか、伺います。

日本高齢期運動連絡会が1月から実施している、高齢者医療費2割負担に関する75歳以上を対象にしたアンケート調査・中間報告では、医療費の窓口負担が2割負担になると3割の人が受診を控えると回答。その上「食費などを減らすしかない」「生活費は一日1000円以内。医者も2〜3か月に1回と老人健診のみ。不具合が見つかって2割負担となったら通院も入院もできない」などの声が上がっていると報告されています。こうした高齢者の率直な暮らし、意見にどう応えるのか、伺います。

政府の「方針」でさえ、「何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じさせないようにすることが不可欠」と強調。こうした高齢者に、なぜ負担増を強いるのか。余りにも酷い仕打ちではないでしょうか、連合長の見解を伺います。

政府の「方針」では、「世代間の公平」や「現役世代の負担上昇を抑えるため」といいますが、世代間を対立させるのではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求め、国庫負担を引き上げるべきです。経済的弱者の医療へのアクセスを確保し、病気の重症化を防ぐためには窓口負担を軽減することが不可欠です。日本医師会が政府の全世代型社会保障検討会議に提出した資料によると、75歳以上の高齢者は、もともと病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代。現行の原則1割負担のもとでも平均で年間8万円の窓口負担をしており、年収に対する割合では若年世代の2倍から6倍近い負担をしていることが示されています。他方、今回の2割負担導入で、現役世代の軽減される保険料負担額は1人当たり年350円、月30円にすぎず、高齢の家族の生計を支える現役世代にも打撃となるものです。現役世代の負担を抑えるのは極わずかであり、逆に高齢の家族を持つ現役世代にも打撃を与えるようなやり方は行うべきではないと思いますが、連合長の見解を伺います。

また、窓口負担2割導入で、最も減るのは年980億円の削減となる公費で、なかでもその6分の4を担う国が一番負担を減らす計画です。現在の後期高齢者医療制度の前身である老人保健制度ができた1983年、老人医療費に占める国庫負担の割合は45%でしたが、その後改悪され、後期高齢者医療制度を導入した2008年度は、後期高齢者医療費に占める割合は36%に低下。2020年度には33%にまで減っています。現役世代の負担軽減をいうなら、減らしてきた国庫負担を元に戻すべきであり、本広域連合として国に求めるべきですが、見解を伺います。

医療が必要な人ほど負担が増える窓口負担の引き上げは、最悪の重症者いじめです。患者負担は低額に抑えて、重症・軽症にかかわらず必要な医療を給付するのが、公的医療制度の本来のあり方です。ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。わが国も、1980年代までは、健保本人は無料、老人医療費無料制度でした。各世代の窓口負担引き下げの検討こそ、いま求められているものであり、元の老人保健制度に戻すことを求めるよう連合長の見解を求めます。

### ○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

鈴木広域連合長。

### ○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の一般質問の1点目、低所得者に対する保険料の軽減特例の現状について、お答えいたします。

保険料均等割額の軽減特例制度については、後期高齢者医療制度発足時から、暫定的な予算措置として実施されてきましたが、更なる高齢化が進展する中において、世代間の負担の公平を図る観点等から、国において、令和元年度から段階的に本則の7割軽減に戻すよう、制度の見直しが行わ

れております。現状、令和2年度は7.75割軽減の特例措置が実施されております。令和3年度には軽減特例制度はすべて廃止され、最大で本則の7割軽減が適用されることとなります。

次に、後期高齢者の生活の実態について、お答えいたします。国の社会保障審議会医療保険部会において、高齢者の所得状況や受診動向等、資料として示された内容については承知しております。なお、令和元年度の厚生労働省の統計によりますと、収入から、公的年金等控除などの必要経費を除いた、神奈川県の人当たりの所得額は、119万9千円で、全国で高いほうから数えて2番目となっております。また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.5パーセントで、全国で低いほうから数えて2番目という状況でございます。

次に、2点目の御質問のうち、窓口負担割合2割化の対象となる人数と負担増の額について、お答えいたします。国の社会保障審議会医療保険部会の資料によれば、神奈川県の対象となる人数は令和2年7月時点で約33万人です。また、対象者の負担増額は、国の試算によりますと、令和4年度の満年度では全国数値で約1千880億円となっており、神奈川県の実績から算出した負担増額といたしましては、約167億円となる見込みでございます。

次に、窓口負担2割化に伴う高齢者の暮らしについて、お答えいたします。窓口負担2割化は、負担増となる後期高齢者の方々の暮らしに支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しと承知しております。

また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を、最大でも3千円に収まるような措置を導入するとされており、施行時期についても、令和4年度の後半までの間とする準備期間を設けること等の措置が国から示されております。

次に、窓口負担2割化に伴う負担増について、お答えいたします。窓口負担の2割化については、少子高齢化が急速に進展するなか、令和4年度以降には団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、現役世代からの支援金である後期高齢者交付金の急増が見込まれており、負担能力のある後期高齢者の方には、可能な範囲でご負担いただくことが必要であると国から示されております。

次に、現役世代への影響について、お答えいたします。2割化導入の観点としましては、これまでの、「給付は高齢者中心」、「負担は現役世代中心」という社会保障の構造を見直し、現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するものであり、現役世代の負担及び後期高齢者の自己負担の在り方について、検討がなされているものと承知しております。

次に、3点目の御質問、窓口負担2割化導入による公費減について、お答えいたします。国の全世代型社会保障改革検討会議において、将来の社会保障給付費の増大を見とおし、すべての世代が広く安心して、支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための検討がなされてきたものと承知しております。当広域連合といたしましては、令和2年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、厚生労働大臣に、公費、支援金、保険料のバランスについては、高齢者だけが負担増とならないよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しております。

次に、4点目の御質問、「高齢者の公的医療保険制度のあり方」について、お答えいたします。

後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度であり、今後も維持すべきであると考えております。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

---

**【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例）】**

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第7、報告第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告について、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

報告第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

「1 概要」ですが、工業標準化法の改正に伴い、所要の規定を整理するため、当該条例の一部を改正しました。

同法の用語を引用する規定の整理で独自の判断をする余地がないことから、専決処分としました。

「2 改正の内容」ですが、条例の別表において引用している「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めました。

「3 条例の施行日」ですが、公布の日、令和3年2月24日です。

なお、2ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の1ページから3ページに、「改正条例等」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

---

**【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）】**

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第8、報告第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告について、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

報告第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。

「1 概要」ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る定義として当該条例で引用している新型インフルエンザ等特別措置法附則第2条の1の規定が削除されたことから、所要の規定を整理するため、当該条例の一部を改正しました。

当該条例の一部改正については、改正前の同法の新型コロナウイルス感染症を定義する規定を引用するもので独自の判断をする余地がないことから、専決処分としました。

「2 改正の内容」ですが、当該条例附則第7条第1項中新型コロナウイルス感染症の法律上の定義規定を引用する部分を削除し、その定義の内容を当該条項中に定めるものです。

「3 条例の施行日」ですが、公布の日、令和3年2月24日です。

なお、4ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の5ページから7ページに、「改正条例等」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。

### ○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

---

## 【専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例）】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第9、承認第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告及び承認を求めることについて、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

承認第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の5ページ、資料3を御覧ください。

「1 概要」ですが、12月に支給する短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するため、当該条例の一部を改正しました。

当広域連合の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合は国家公務員に準じているところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月27日に成立したため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分としました。

「2 改正の内容」ですが、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.3月から1.25月に引き下げました。

「3 条例の施行日」ですが、公布の日、令和2年11月30日です。

なお、6ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の9ページから11ページに、「改正条例等」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。

当該専決処分について、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野田 雅之君）

承認第1号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

北谷まり議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてですが、会計年度任用職員は正規職員と同様に重要な職責を担っているにもかかわらず、基本給は低く抑えられ、定められた期間が終われば雇止めになり、何年働いても退職金は出ません。不安定な立場と低い賃金の上に一時金も引き下げたことを認めることはできません。本来公務労働は正規雇用とするべきで、不合理な待遇差は解消されなければなりません。

○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第1号を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は承認されました。

---

## 【神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について】

○議長（野田 雅之君）

次に、日程第10、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の7ページ、資料4を御覧ください。

まず、「1 条例制定の理由」ですが、当広域連合が有する債権の一層の管理適正化を図り、公平かつ円滑な行財政運営に資するため、債権の管理に関する条例を制定するものです。

次に、「2 条例制定の背景」ですが、当広域連合では、これまで地方自治法及び地方自治法施行令の規定に則り債権管理を行ってまいりました。また、必要に応じて、履行延期の特約等の規定を適用し適宜分割納付を認めるなど、債務者の状況を考慮しながら債権回収に努めてまいりました。一方で、債務者の所在不明や生活困窮状態により、完全に納付資力を失っている場合など、事実上回収が困難な事案が発生しており、それらに対応する必要性が生じております。そうした状況の下

で、事務処理の基準を明確化し適正な債権管理を推進するために債権管理条例を制定いたします。

次に、「3 条例の主な内容」ですが、期限までに支払われない債権に対する督促や法的措置による保全措置など、地方自治法や地方自治法施行令に規定される手続きを改めて条例に定めるほか、地方自治法の規定を補足し、さらに円滑な管理を行うための規定を定めます。続いて、「(1) 当広域連合の債権の定義」ですが、当広域連合における債権は「金銭の給付を目的とする広域連合の権利」とし、法律で強制的に徴収できる「強制徴収債権」及び、法律で強制的に徴収できない「非強制徴収債権」と規定いたします。また、地方自治法や地方自治法施行令に基づいた徴収手続として「(2) 督促」や「(3) 強制執行」の規定を設け、徴収緩和に係る項目として「(4) 徴収停止」や「(5) 履行延期の特約」「(6) 免除」の規定を設けます。さらに、「(7) 債権放棄」については、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権を放棄できる規定を設けます。

次に、「4 検討経過」ですが、令和2年11月25日から令和2年の12月18日までの間におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。さらに、令和3年2月の第58回幹事会及び第31回運営協議会におきまして承認がなされております。

次に、「5 条例案」ですが、別冊の議案書14ページから18ページに、掲載しておりますので御覧ください。

最後に、「6 条例の施行日」ですが、令和3年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（野田 雅之君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの「議案関連質問発言通告表」のとおり、議案第1号について、草間剛議員から通告がありましたので、発言を許可します。

草間剛議員。

## ○1番議員（草間 剛君）

横浜市選出の草間剛です。

議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合 債権管理条例の制定について、広域連合長に伺います。今から4年後の令和7年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、我が国は更なる超高齢社会になると予想されています。この時に、様々な問題が顕在化することから、2025年問題という言い方もされています。厚生労働省の試算では、日本全体の後期高齢者人口は約2,200万人となり、実に、国民の5人に1人が75歳以上という、世界史的に見ても類を見ない社会になります。若者が減り、高齢者が増えるということは、労働力人口の減少を意味し、社会の活力をどのように引き出していくかについては、多方面で、議論ないし改革がまさになされているところであります。さて、後期高齢者の状況に着目すると、介護と共に医療などの社会保障費の増大はすでに深刻な問題となってきています。国や自治体の財政は相当な影響を受けることになり、改めて、被保険者自身の負担能力に応じた負担と共に医療費の適正化は必須の課題であると考えます。医療費の適正化を考えた時、広域連合が持つ債権を適正な形で管理をすることは、保険者として当然の責務です。また、債権管理は、単に財政上の問題というだけではなく、被保険者を始め県民の



皆様との信頼関係に関わる極めて重要なものであり、今回、広域連合として自ら主体的に債権を管理するための条例を制定しようという行動は、非常に重要で、意義のあるものと考えます。保険料に関する債権は市町村に属するため、今回の条例案は保険給付に関するものと聞いております。そこで、条例案の対象となる債権の内容と現状について、伺います。

債権の処理については、これまでも進められている中で、今回、あえて条例化までするというわけですから、条例化をする必要性や得られる効果など様々な点について検討したものと思われまます。そこで、条例化することのねらいは何か、伺います。

債権管理に対する取組は各自治体により異なるものと思われるので、県内の 33 市町村で構成されている広域連合という組織において、自ら条例を定める行動は容易ではなく、それだけに債権管理に対する強い意志を感じます。一方、条例を定めたとしても、実行できる仕組みがないと、砂上の楼閣、絵に描いた餅になってしまいます。そこで、今後どのような取組を行うのか、伺います。

後期高齢者医療制度は、これまでの日本の社会を支えてこられた高齢者の皆様が、将来も安心して医療を受けることができるよう、平成 20 年から始まった制度です。制度開始から 10 数年が経過し、安定的な制度運営がなされていますが、より一層の持続可能な医療保険制度としていくには、不断の努力が必要です。引き続き、神奈川に暮らす一人ひとりの高齢者の皆様が、安心して医療機関を受診ができる制度としていくためにも、今回の条例制定により適正な債権管理となるよう事業に取り組むことを要望しまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

#### ○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、草間議員の議案第 1 号関連の質問の 1 点目、債権の内容と現状について、お答えいたします。主な債権の内容については、所得の変更などによる負担割合の相違や資格喪失後受診による不当利得、国の指導による医療機関に対する診療報酬の返還金などがございます。また、主な債権の現状については、令和元年度の収納状況として、調定額 11 億 9,890 万 7 千円に対し、収納額は 10 億 741 万 6 千円となっており、収入未済額は 1 億 9,149 万円、収納率は約 84 パーセントでございます。

次に、2 点目の御質問、条例化の目的についてお答えいたします。当広域連合といたしましては、これまでも、地方自治法等の規定に則り債権管理を実施してまいりました。今回、改めて本条例を定めることにより、さらなる債権管理の適正化を図るために、債権管理手続きの統一化や処理基準を明確化し、収納対策の強化を進め、公平性の確保や円滑な行財政運営に資することを目的としております。

次に、3 点目の御質問、今後の債権管理の取組について、お答えいたします。徴収可能な債権については、処理基準に基づき積極的な徴収に努めます。一方で、納付が困難な債務者に対しては、収支状況や生活状況を確認しながら、納付相談などにきめ細かく対応してまいります。そのうえで、特別な事情などによりやむを得ない場合は、債務の履行延期特約等を適用いたします。また、履行

不能の債権については、それらを整理することで、収入未済の圧縮を図るなど、適宜対応してまいります。加えて、債権管理体制の強化や関係する事務事業の適正化についても、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

議案第1号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について】

#### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第11、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

#### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の9ページ、資料5を御覧ください。

「1 概要」ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の成立に伴い、国家公務員に準じて、当広域連合の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものです。

「2 改正の内容」ですが、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.25月から1.275月に引き上げます。

「3 条例の施行日」ですが、令和3年4月1日を予定しております。

「4 その他」として令和2年12月期の支給割合の改正を専決処分しておりますので、本議案による令和3年度の改正案を踏まえた比較表を掲載しております。

なお、10ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の19ページ及び20ページに、「条例案」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（野田 雅之君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

## 【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第 12、議案第 3 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第 3 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の11ページ、資料 6 を御覧ください。

「1 概要」ですが、総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」が発出されたことに鑑み、宣誓書における押印を廃止するため、所要の規定を整理するものです。

「2 改正の内容」ですが、宣誓書の様式中「印」を削除します。

「3 条例の施行日」ですが、令和 3 年 4 月 1 日を予定しております。

なお、12ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の21ページ及び22ページに、「条例案」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（野田 雅之君）

議案第 3 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第 3 号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立でございます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第 13、議案第 4 号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第 4 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の13ページ、資料 7 を御覧ください。

まず、「1 条例改正の理由」ですが、平成30年度税制改正において、令和 3 年より給与所得控除および公的年金等控除について10万円引き下げるとともに基礎控除を10万円引き上げることとされ、「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が施行されました。政令に基づき、保険料の軽減を判定する所得基準額について、各控除の見直しにより被保険者に不利益が生じないよう標

記の条例を改正するものです。

次に、「2 改正内容」ですが、保険料の均等割軽減を判定する所得基準額について、以下のとおり改正を行います。まず1点目として、基礎控除額を10万円加算します。

次に2点目として、当該世帯の被保険者および世帯主のうち、給与所得者または年金所得者が2人以上いる場合には、軽減基準額に「給与・年金所得者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額」を加算します。改正後の軽減基準額は、以下の「改正後」のとおり、世帯ごとに計算します。

最後に、「3 条例の施行日」ですが、令和3年4月1日を予定しております。

なお、14ページから18ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の23ページから25ページに、「条例案」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（野田 雅之君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第14、議案第5号「令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第5号について、御説明申し上げます。議案説明資料の19ページ、資料8を御覧ください。

「1 補正予算額」ですが、4億9,343万9千円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ、41億3,665万円とするものでございます。

「2 補正の内容」の「（1）歳入」ですが、令和元年度からの繰越額が確定したことに伴い、「繰越金」について、4億9,343万9千円を増額いたします。

「（2）歳出」ですが、まず、一般管理費について、令和元年度国庫補助金の、精算額が確定したことにより、国への償還金として1,366万1千円を増額いたします。次に、財政調整基金費について、令和元年度繰越額の、精算後の金額を、財政調整基金に積み立てるため、4億7,977万8千円を増額いたします。なお、議案書及び予算書については、別冊の議案書27ページから39ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（野田 雅之君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第15、議案第6号「令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第6号について、御説明申し上げます。議案説明資料の21ページ、資料9を御覧ください。

「1 補正予算額」ですが、33億3,692万円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ、9,616億8,240万2千円とするものでございます。

「2 補正の内容」の「（1）歳入」ですが、まず、「市町村負担金」について、令和元年度療養給付費負担金の精算に伴い、2億4,172万4千円を増額いたします。次に、「繰越金」について、令和元年度からの繰越額が確定したことに伴い、30億9,519万6千円を増額いたします。

「（2）歳出」ですが、「基金積立金」について、令和元年度繰越額の、精算後の金額を、療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、33億3,692万円を増額いたします。

なお、議案書及び予算書については、別冊の議案書41ページから53ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（野田 雅之君）

議案第6号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第16、議案第7号「令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

## ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第7号について、御説明申し上げます。議案説明資料の23ページ、資料10を御覧ください。

「1 予算案の全体概要」ですが、令和3年度の予算総額は、被保険者証の一斉更新に係る経費がないことなどにより、対前年度比、3,150万8千円減額の30億6,747万9千円となっております。

「2 歳入について」ですが、「(1) 総括表」と「(2) 主な増減要因」を、併せて御覧ください。まず、「分担金及び負担金」ですが、県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、事業費の見直しや、補助金などの特定財源の活用などにより、対前年度比、675万7千円減額の、23億9,350万4千円となっております。次に、「国庫支出金」ですが、これは、国からの補助金や交付金にあたるもので、特別調整交付金の、保険者インセンティブ対象事業の拡充などにより、対前年度比、1億7,825万3千円増額の、6億7,389万5千円となっております。次に、財政調整基金の取崩しにあたる「繰入金」については、被保険者証の一斉更新がないことなどにより、対前年度比2億302万4千円の減額となっております。

一枚おめくりいただき、24ページを御覧ください。

「3 歳出について」ですが、こちら、「(1) 総括表」と「(2) 主な増減要因」を、併せて御覧ください。まず、「総務費」の、「広域連合運営管理費」については、県セキュリティクラウド構築業務に伴う増などにより、対前年度比2,227万9千円増額の、1億4,349万1千円となっております。次に、「保健事業費」については、市町村が実施する保健事業の拡大に伴う、市町村補助金の増額などにより、対前年度比1,685万2千円増額の3億3,842万8千円となっております。次に、「資格管理事業費」については、被保険者証の一斉更新がないことなどにより、対前年度比4億712万1千円減額の1億1,960万円となっております。次に、「電算システム関係費」については、次期セキュリティシステム構築等に伴う委託料の増などにより、対前年度比1億3,701万4千円増額の9億9,597万1千円となっております。次に、「財政調整基金費」については、令和4年度の被保険者証一斉更新に係る積み立てのため、対前年度比2億1,848万円増額の、2億1,849万6千円となっております。

「4 基金の状況」ですが、「財政調整基金」の、令和2年度末の残高見込みは、13億3,313万1千円となっており、これに、令和3年度中の積立予定額を合算すると、令和3年度末の残高は、15億5,162万7千円を見込んでおります。次に、「保健事業等支援基金」につきましても、同じく、令和2年度末の残高見込み、16億2,330万8千円に対して、令和3年度末の残高を、16億2,334万円と見込んでおります。

なお、議案書及び予算書については、別冊の議案書55ページから77ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（野田 雅之君）

議案第7号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

北谷まり議員から、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

### ○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

議案第7号、2021年度一般会計予算についてです。県内33市町村すべてが支援金や拠出金を出しているのですから、全ての市町村議会から議員が選出され、高齢者の声が届く身近な議会となるよう、定数改善を求めます。各市町村議会での予算確定後の当広域連合議会の開催は問題であり、前倒しして開催することも、併せて求めておきます。マイナンバー制度の運用とインセンティブ補助金は問題であると述べて、反対討論とします。

### ○議長（野田 雅之君）

以上ですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 【令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第17、議案第8号「令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第8号について、御説明申し上げます前に、まず、議場配付資料①の21ページを御覧ください。先にお配りしております議案説明資料の記載内容に、一部誤りがございましたので、正誤表に記載のとおり、訂正させていただくとともに、この場をお借りしてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案説明資料の27ページ、資料11を御覧ください。

「1 予算案の全体概要」ですが、財政運営期間の2年目となる令和3年度の予算総額について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて、療養給付費等を正確に予測することが困難なため、保険料率算定時の金額をベースとして算出いたしました。その結果、被保険者数の増加などにより、対前年度比271億6,983万4千円増額の、9,854億9,999万5千円となっております。

「2 歳入について」ですが、「（1）総括表」と「（2）主な内容と増減」を併せて御覧ください。まず、「市町村支出金」の、「保険料納付金」については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、23億8,121万3千円増額の1,132億1,455万1千円となっております。こちらは、県全体の予定収納率99.44%で算出しております。次に、「基盤安定拠出金」は、被保険者数の増

加などにより、対前年度比、5億5,276万円増額の、160億7,478万9千円、療養給付費負担金は、被保険者数の増加などにより、対前年度比、20億5,358万6千円増額の、733億3,355万円となっております。次に、「国庫支出金」、「県支出金」、「支払基金交付金」につきましては、療養給付費等の増額に伴い、それぞれ記載のとおり、増額となっております。次に、「その他の歳入」は、償還金の財源となる繰越金を増額したことなどにより、対前年度比、15億8,705万円増額の100億7,536万8千円となっております。

一枚おめくりいただき、28ページを御覧ください。

「3歳出について」ですが、こちら、「(1)総括表」と「(2)主な内容と増減」を、併せて御覧ください。まず、「保険給付費」の、「療養給付費等」については、被保険者数の増加などにより、対前年度比、262億9,482万8千円増額の、9,647億356万1千円となっております。次に、「保健事業費」については、健康診査の受診見込者数の増加や、介護予防の一体的実施に関する事業に伴う増額により、6億3,757万5千円増額の、44億6,491万4千円となっております。

次に、「4基金の状況」を御覧ください。「療養給付費等支払準備基金」の、令和2年度末の残高見込みは、86億1,264万円となっております。これに、令和3年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、令和3年度末の残高は、44億308万6千円を見込んでおります。

なお、議案書及び予算書については、別冊の議案書79ページから102ページに掲載しておりますので、併せて御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（野田 雅之君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、18ページの「議案関連質問発言通告表」のとおり、議案第8号について、北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

## ○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

3月26日、保険料の算定誤りについて横浜市の発表があり、全県に影響するものですからしっかりとした調査を求めますが、見解を伺います。

新型コロナ対策についてです。緊急事態宣言が解除されましたが、リバウンドが危惧されています。厚生労働省は全国のクラスター確認件数が高齢者施設が一番多いことから「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について」との事務連絡を2月4日に発出。神奈川県では、高齢者・障害者施設職員に対する定期的検査を3月末まで実施しています。第4波を起こさず、感染を封じ込めるには、引き続きこれらの施設への定期、頻回のPCR検査の実施が重要です。重症化リスクの高い高齢者の命を守る保険者として、県に対し、4月以降も高齢者施設職員に対する定期検査を継続すること、また、検査対象を医療施設の入院患者、高齢者施設の入所者、通所施設の利用者に広げることを求めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、コロナによる医療機関への受診控えで症状が悪化するケースが報告されていますが、高齢



者の健康を守る保険者として、治療を中断した人へ、受診を促すことが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

次に財政運営期間の2年目となる新年度2021年度予算についてです。20年度当初予算額に比べて271億6,983万4千円、2.8%増の9,854億9,999万5千円です。今期1人あたりの平均保険料は96,252円で、前期保険料より7,257円引き上げとなり全国2番目の高さです。保険料を抑制するため、東京都は健康診査補助金を負担し、区市町村は審査支払手数料分、葬祭費分、保険料未収金補てん分を負担するという、独自の対策で保険料を抑制しています。その上、区市町村の負担により、所得の低い方の所得割額の軽減を広域連合独自に進めています。今期、剰余金90億円の活用だけでは、全く不十分でした。次期は神奈川でも独自の対策が求められます。制度開始以来行われてきた、軽減特例が廃止され低所得層は負担増となりました。2020年度からの均等割軽減が本則の7割軽減となった方22万1,809人、その影響額は9億7,152万円余、また、2020年10月から均等割り8.5割軽減から7割軽減となった方16万8,900人、影響額は5億5,483万円余です。これだけの低所得高齢者が負担増を強いられています。東京都広域連合のように、低所得者に対する独自の負担軽減措置を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

2021年度は、次期22年、23年の保険料を確定する年度です。年金は引き下げられ収入が増えないなかで、消費税増税、介護費用など負担増が押し付けられています。高すぎる保険料に対し、あらゆる手立てを講じて、引き下げる必要があります。剰余金は全額を保険料抑制のための財源として活用すると聞いておりますが、加えて、東京都のように、県、市町村に負担を求めるべきです。見解を伺います。また、コロナによる非常事態であることを考えれば、財政安定化基金から借り入れをしてでも抑制を図るべきと考えますが、見解を伺います。

次は保険料の滞納についてです。最初に短期証についてです。2021年2月1日現在、県内での短期証の交付は1,468件ですが、6市町村では発行していません。横浜市は、国民健康保険料の資格証明書の発行を2016年10月に中止し、2019年8月からは短期証の発行も中止。横浜市は、「国の通知通りに対応すれば、多くの滞納者との接触や訪問など事務量が膨大となるため、機械的な資格証、短期証の発行をせざるを得なかった。」また、「資格証、短期証を発行しても、保険料の回収率が引きあがりはしないことから、結果として短期証の発行をゼロにした」とのことでした。横浜市は2020年8月から、後期高齢者の短期証の発行もゼロです。広域連合として、機械的な短期証の発行ではなく、国通知に則り、被保険者と接触して納付相談等の機会を確保することを、市町村に求めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に滞納処分についてです。差押え件数は2012年度69件、差押え金額、約1千140万円だったものが、2018年度666件、約1億1,631万円と6年の間に10倍も増えています。差し押さえられたのは、2012年度は預貯金が44件と最多でしたが、2018年度は年金が315件と最多になっています。財産のない方にとって、生活資金そのものである年金が差し押さえられています。同年度、無財産・生活困窮による滞納処分の執行停止件数は1,902件、実に差押え件数の約3倍。2019年度は、執行停止件数1,417件、差押え件数の2.5倍となっており、市町村が滞納を困窮のSOSとして受け止め、生活支援窓口などにつなげているのか、疑問です。生活や生業を脅かし、さらなる貧困

へと突き落とす強権的な差押えは直ちにやめさせるべきであり、調査が必要だと思いますが、どう認識されているのか、伺います。

最後は保健事業についてです。まず、2020年度、歯科健康診査受診率はコロナ禍もあり前年度の4.89%より低下し4.53%とのこと。同様に、健康診査も受診控えによる受診率の低下が心配されます。コロナ禍において、受診率向上の手立てを特別に講じるべきと思いますが、見解を伺います。保健事業は特別会計予算の中で、あるいは、東京都のように、都自身が保健事業費を各市町村に補助しているように、一般財源で行うべきと考えますが、見解を伺います。

### ○議長（野田 雅之君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

### ○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、北谷議員の議案第8号関連の質問の1点目、県が実施している「高齢者施設職員に対する定期検査」について、お答えいたします。

高齢者施設職員に対するPCR検査は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受け、施設内の感染防止対策の強化と県内の医療的協力体制の維持を目的とし、重症化リスクが高い高齢者などが長期に生活する施設の従事者を対象として、検査を実施しているものと承知しております。

次に、2点目の御質問、コロナ禍における受診控えについて、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症への懸念による過度な受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があるものと承知しております。受診控えについては、国等において、国民が必要な医療を受けることができるよう、医療機関における感染防止対策の周知や、かかりつけ医への必要な相談及び受診等の促進がなされているところです。当広域連合といたしましては、保険者として、引き続き、被保険者の健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、低所得者に対する独自の保険料負担軽減措置について、お答えいたします。当広域連合で独自の負担軽減措置を実施するには、新たな財源を県内市町村に求めることとなり、結果として、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

次に、4点目の御質問、保険料抑制のため、県、市町村の財政支援及び財政安定化基金の活用について、お答えいたします。まず、県、市町村の財政支援についてでございますが、法定の負担に加えて、県や市町村が、当広域連合に更なる財政支援をすることは、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であるものと考えております。次に、財政安定化基金の活用については、次期保険料率算定に向け、令和3年度中に県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。

次に、5点目の御質問、「納付相談等の機会の確保」について、お答えいたします。国の通知において、きめ細やかな収納対策を行うためには、被保険者と接触して納付相談等の機会を増やすことが重要であることから、短期被保険者証の交付を行うべきこととされております。このことから、短期被保険者証は市区町村において被保険者の実情に応じて適正に発行しております。一方、市区

町村の中には短期被保険者証の発行に限らず、被保険者に寄り添い、独自の納付折衝の機会を設けるなど、保険料の収納対策を実施しているところもございます。

次に、6点目の御質問、差押えについての認識について、お答えいたします。保険料の徴収については、法令により、市町村の事務として規定されております。差押えを含む滞納処分を行う場合には、支払能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても、長期にわたり滞納している被保険者について、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により、市区町村において適正に処分が行われているものと認識しております。当広域連合としましては、適正な処分が行われるよう、引き続き市区町村への支援に努めてまいります。

次に、7点目の御質問、「コロナ禍における健康診査受診率向上のための施策」について、お答えいたします。健康診査の受診率向上については、個別の受診勧奨やがん検診との同時実施など、継続して取り組んでいるところがございます。コロナ禍における健康診査の実施にあたっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上、実施するよう、健康診査の実施主体である市町村に周知しております。市町村では、コロナ禍においても健康診査の受診機会を確保するため、健診実施期間を変更、延長するなどの対応を行い、実施したところがございます。

次に、8点目の御質問、「保健事業の実施」について、お答えいたします。当広域連合におきましては、保険料等を財源とする特別会計予算のほか、国からの特別調整交付金を財源とする一般会計予算で保健事業を実施しております。県からの財政支援を求めることについては、法定の負担に加えて、県が当広域連合にさらなる財政支援をすることは、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

### ○議長（野田 雅之君）

鈴木事務局長。

### ○事務局長（鈴木 秀太郎君）

御質問の3月26日に横浜市により公表されました保険料の算定誤りについて御説明させていただきます。本事案については、横浜市において被保険者の所得データを作成し、当広域連合に送信を行い、被保険者の所得情報により保険料の算定を行っているところですが、その送信している情報に一部誤りがあったということで、ここで公表いたしましたものがございます。3月に入り、県内の他市で判明し、公表されたところですが、これに基づき県下の市町村で内容を調査した結果、影響する市町としては8市町が同様の算定誤りがあり、こちらについて公表、報道提供しているところですが、確定申告における居住用損失に係る所得データは、市町村それぞれが導入を行っている後期高齢システム、そのシステムベンダーとの調整不足によりその設定が誤った形式で作成されていたことがその原因です。対象の市町においては、現在その対象となる被保険者の方に対しましてお詫びをさせていただくとともに、過徴収となっている保険料を還付する手続きを進めています。当広域連合としましては、このことを受け、再発防止に向け、市町村との適正な事務処理に関する情報共有を更に進め、原因の究明と全容の把握を行ってまいります。

### ○議長（野田 雅之君）

よろしいでしょうか。

議案第8号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。議案第8号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

## 【陳情第1号】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、日程第18、陳情第1号「後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情」について、議題といたします。

議場配付資料①の23ページを御覧ください。

本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時57分 休憩

---

午後4時17分 再開

## 【委員長報告（陳情第1号）】

### ○議長（野田 雅之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、陳情第1号「後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情」について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

中村昌治議会運営委員会委員長。

### ○議会運営委員会委員長（中村 昌治君）

ただいま議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成総員で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

### ○議長（野田 雅之君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、北谷まり議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許可します。

北谷まり議員。

### ○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。

陳情第1号、後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情について、不採択に反対する立場で討論します。陳情者は全日本年金者組合神奈川県本部で、国に対し窓口負担2割化の中止・撤回を求めて意見書の提出を求めており、これは、マクロ経済スライド制度導入によって年金が引き下げられる中、消費税増税、医療保険料、介護保険料・利用料の引き上げに加え、これ以上の負担増には耐えられないとの高齢者の切実な声です。全国保険医団体連合会は「現在の窓口負担1割でさえ、年収に占める割合は現役世代の2倍から6倍」だと指摘しています。昨年11月、全国後期高齢者広域連合協議会が提出した要望書には、窓口負担のあり方について、「必要な医療を受ける機会が確保」という観点から、今般の高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねること」を求めています。これまで、宮城県広域連合協議会、長野県広域連合協議会などで採択され、地方議会でも今年3月、葉山町議会、茨城県取手市議会、岩手県花巻市議会など、採択が広がっていることは、高齢者の声がそれだけ切実であるとともに、高齢者の置かれている実態は看過できないものであることの証左です。神奈川県保険医協会のアンケートで、コロナによる受診控えで、受診しない期間の症状悪化が報告されたと聞いています。別の団体のアンケートには、窓口負担が増えれば、受診を控えるが3割、今まで通り受診はするが、薬の飲み方を自分で調整する、光熱費の節約や食事の回数を減らすといった声が寄せられています。高齢者の生活が破壊され、命と健康を脅かす事態が危惧されます。当広域連合協議会からも意見書をあげれば、負担増ストップへの大きな力となります。高齢者の命と暮らし、健康を守るためにも、採択をよびかけます。

### ○議長（野田 雅之君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第1号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

### 【閉会中継続審査】

### ○議長（野田 雅之君）

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

---

## 【議決事件の字句及び数字等の整理】

### ○議長（野田 雅之君）

この際、お諮りいたします。

本定例会の議決の結果、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

## 【閉会の挨拶】

### ○議長（野田 雅之君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

### ○広域連合長（鈴木 恒夫君）

本日、多数の案件を審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様は、本日が広域連合議員としての任期中最後の定例会となろうかと思います。この間の御尽力に感謝申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

### ○議長（野田 雅之君）

これをもちまして、令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時26分 閉会

○議決結果

| 議案    | 件名   | 結果  |
|-------|--|-----|
| 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例） | 承認  |
| 議案第1号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について   | 可決  |
| 議案第2号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について                    | 可決  |
| 議案第3号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について                                | 可決  |
| 議案第4号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について                                   | 可決  |
| 議案第5号 | 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について  | 可決  |
| 議案第6号 | 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について                                 | 可決  |
| 議案第7号 | 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について   | 可決  |
| 議案第8号 | 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について  | 可決  |
| 陳情第1号 | 後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書提出の陳情   | 不採択 |

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 野田 雅之

議員 今井 実

同 草間 剛